

## 記入にあたって特に注意する事項(1/2)

この様式は、特例保険料の適用が誤っていた場合に、他の特例保険料又は通常保険料への訂正を行うためのものです。

特例保険料適用の取消のみが必要であり、訂正を行う必要のない場合は「農業者年金被保険者資格等取得取消届出書(様式第10号)」を提出してください。

×印欄、★印欄及び※印欄は記入しないでください。

【×印欄は基金、★印欄は農業委員会及び※印欄はJAが記入します。】

提出年月日は、この届出をJAに提出した年月日を記入してください。

(1)欄は、農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を記入してください。

(2)欄は、届出を行う被保険者の氏名を記入してください。

(3)欄は、年月日が1桁の場合には前に「0」を補い記入してください。

例：昭和53年2月5日生まれ

昭和	2	年		月		日	
平成	3	5	3	0	2	0	5

(5)欄は、現在適用を受けている政策支援区分(訂正前の政策支援区分)1～6の中から該当する項目を○で囲んでください。

(6)欄は、訂正の対象となる特例保険料が適用された年月日(政策支援加入年月日)を記入してください。

### 【注意事項】

特例保険料適用区分訂正により通常加入へ変更する場合、(6)欄「訂正の対象となる特例保険料が適用された年月日」の属する月分まで遡及した差額追納保険料が発生することがあります。当該保険料の一括納付を希望されない場合は、別途「農業者年金保険料請求猶予申出書(様式第113号)」を併せて提出してください。この場合、「農業者年金保険料請求猶予申出撤回申出書(様式第114号)」を提出することで追納することができますが、時効が進行しますので、ご注意ください。

(7)欄は、訂正事由のうち、該当する項目に○印を付し、77その他の場合は、その事由を記入してください。

(11)欄は、政策支援適用区分訂正を行った月の翌年(あるいは翌々年)以降の保険料納付方法について、前納(年払い)希望の有無を、該当する項目のどちらかひとつを○で囲んでください。

以下は、訂正後の保険料を選択する場合の注意事項です。

### 【通常加入への訂正を行う場合】

(8)欄は、希望する保険料月額を、20～67までの整数で記入してください。なお、35歳未満で政策支援相当者※ではない者は10～19までの整数で記入することもできます。その場合は、チェックシートにより自己点検し、(10)欄に○を付してください。

### 【政策支援加入への訂正を行う場合】

(9)欄は、政策支援区分1、2、3のうち、届出者が該当かつ希望される政策支援区分のどれかひとつを○で囲んでください。

### ※政策支援相当者

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画し、かつ常時従事している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の農業に常時従事している後継者として指定された直系卑属

## 記入にあたって特に注意する事項 (2/2)

各政策支援区分に該当する者であることの申出書及び指定書の記入について

### 区分1の場合

1については、(9)欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。

2については、認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村名を記入してください。

### 区分2の場合

1については、(9)欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。

2については、認定就農者の認定開始日及び認定を行った市町村名を記入してください。

### 区分3の場合

1については、申出者の配偶者又は尊属(経営主)の氏名を記入するとともに、申出者の年間農業従事日数(要件:150日以上。)を記入してください。

2については、経営主の認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村名又は経営主の認定就農者の認定開始日及び認定を行った市町村名を記入してください。

3については、(9)欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。

同意書欄は、区分1及び区分2へ訂正する方が自ら記入してください。

同意しない場合は、農業所得が確認できる書類(マイナンバーを黒塗り等により伏せた確定申告書の写し等)を添付してください。